

泉大津市国土強靱化地域計画<<概要版>>

1. 計画の策定趣旨

- 平成25年12月：安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向け、「強くしなやかな国民生活を守るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行
- 平成26年 6月：国が「国土強靱化基本計画」を策定（平成30年12月に改定）
- 平成28年 3月：府が「大阪府国土強靱化地域計画」を策定（令和2年3月に改定）

○泉大津市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、強くしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むため、「泉大津市国土強靱化地域計画」を策定します。

2. 「国土強靱化地域計画」と「地域防災計画」の関係

- 本市の災害関連の計画の1つである「(泉大津市) 地域防災計画」は、災害の種類ごとに、災害の予防対策を含みつつも、「災害発生時・発生後」の対応活動方策を主に扱います。
- 一方、「(泉大津市) 国土強靱化地域計画」は、地域で想定される自然災害全般に対して最悪の事態を回避するため、主に「災害発生前」の予防・事前準備施策を中心に扱います。

3. 計画期間

- 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

4. 本計画において想定する自然災害（リスク）

- 本市に甚大な被害をもたらすと想定される、大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮等）〕を対象とします。



5. 基本目標

1. 人命の保護を最大限図る
2. 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
4. 迅速な復旧復興を図る

6. 国土強靱化に向けた施策の推進方針

- 本市の強靱化に向けた現状と課題を踏まえ、「事前に備えるべき目標」を妨げる事態（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための「施策の推進方針」を以下のとおり設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1. 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○市有建築物の耐震化・改修等	教育政策課、資産活用課、建築住宅課、生涯学習課、福祉政策課
		○緊急輸送道路沿道の建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物の耐震化	建築住宅課、高齢介護課、障がい福祉課
		○住宅の耐震化	建築住宅課
		○空家等対策の推進	建築住宅課、環境課
		○建物等の液状化対策の推進	建築住宅課、危機管理課
		○橋梁等の交通施設の長寿命化対策	土木課
		○都市公園における公園施設の長寿命化対策	都市づくり政策課
	1-2. 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○地域の災害対応力の強化	危機管理課、高齢介護課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、子育て応援課、こども育成課、指導課、スポーツ青少年課、市民協働推進課
		○住宅密集地の改善 ○消防力の強化	都市づくり政策課 消防本部予防課、 消防本部警防課
	1-3. 津波等による多数の死傷者の発生	○地域の災害対応力の強化【再掲】	危機管理課、高齢介護課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、子育て応援課、こども育成課、指導課、スポーツ青少年課、市民協働推進課
		○津波防護施設の改良	都市づくり政策課、 下水道課
		○避難路・避難場所等の整備・確保 ○初動体制の構築	土木課、危機管理課 危機管理課
1-4. 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	○地域の災害対応力の強化【再掲】	危機管理課、高齢介護課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、子育て応援課、こども育成課、指導課、スポーツ青少年課、市民協働推進課	
	○河川保全施設の整備	土木課	
	○避難路・避難場所等の整備・確保【再掲】	土木課、危機管理課	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1. 物資の供給・支援者の移動ルート途絶	○広域道路交通機能の強化 ○地域道路交通機能の強化 ○通行機能の確保 ○備蓄物資の確保	都市づくり政策課 都市づくり政策課、土木課 土木課 危機管理課
	2-2. 被災地での電力・燃料等、被災直後の生命に関わるエネルギー供給の停止	○ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化 ○多様な電力等の導入促進	危機管理課 環境課
	2-3. 多数かつ長期にわたる孤立箇所の同時発生	○臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進	消防本部予防課、危機管理課、地域経済課
	2-4. 消防・救急等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○消防・救急体制の強化	消防本部総務課、消防本部警防課
		○地域の災害対応力の強化【再掲】	危機管理課、高齢介護課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、子育て応援課、こども育成課、指導課、スポーツ青少年課、市民協働推進課
		○地域の防災組織の災害対応力強化 ○地域の防災力強化	消防本部総務課、危機管理課 消防本部警防課、市民協働推進課、危機管理課、福祉政策課
	2-5. 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生、混乱	○帰宅困難者対策の推進	危機管理課
	2-6. 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、院内感染の発生、エネルギー供給の途絶等による医療機能の麻痺	○医療施設の耐震化	市立病院、建築住宅課
		○救急・医療体制の充実	消防本部警防課
		○病院等医療機関における非常用電源等の確保	市立病院
	2-7. 被災地及び医療施設、要配慮者利用施設等における疫病・感染症等の大規模発生	○被災地等における疫病・感染症対策に係る体制の構築	危機管理課、健康づくり課
		○下水道の耐震化	下水道課
	2-8. 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○緊急避難場所・避難所の開設・運営	危機管理課
		○避難所の質の向上	教育政策課、スポーツ青少年課、危機管理課

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1. 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○市有建築物の耐震化・改修等【再掲】	教育政策課、資産活用課、生涯学習課、福祉政策課
		○市庁舎等の防災機能の強化	資産活用課、危機管理課
		○業務継続体制の確保	危機管理課
		○広域応援体制の強化	危機管理課

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1. 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○情報通信設備等の確保及び適切な管理、訓練	消防本部警防課、危機管理課、政策推進課、市民協働推進課、資産活用課
		4-2. 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○災害関連情報の伝達手段の多重化
	○地域の災害対応力の強化【再掲】	危機管理課、高齢介護課、福祉政策課、障がい福祉課、生活福祉課、子育て応援課、こども育成課、指導課、スポーツ青少年課、市民協働推進課	
	○地域の防災組織の災害対応力強化【再掲】	消防本部総務課、危機管理課	
		○地域の防災力強化【再掲】	消防本部警防課、市民協働推進課、危機管理課、福祉政策課

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1. 7Pライフラインの寸断、エネルギー供給の停止等による企業活動の低下	○ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化【再掲】	危機管理課
		○市内事業所の事業継続計画（BCP）策定の推進	地域経済課
		○多様な電力等の導入促進【再掲】	環境課
	5-2. コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進【再掲】	消防本部予防課 危機管理課 地域経済課
		○防火対象物の火災予防促進	消防本部予防課
	5-3. 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	○海上輸送機能の強靱化	危機管理課
	5-4. 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○広域道路交通機能の強化【再掲】	都市づくり政策課
		○地域道路交通機能の強化【再掲】	都市づくり政策課、土木課
		○橋梁等の交通施設の長寿命化対策【再掲】	土木課
	5-5. 食料等の安定供給の停滞	○備蓄物資の確保【再掲】	危機管理課
○備蓄スペースの確保		危機管理課	
○食料の供給体制の構築		危機管理課、地域経済課、政策推進課	
○市内事業所の事業継続計画（BCP）策定の推進【再掲】		地域経済課	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1. 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスのサプライチェーン等の燃料供給関連施設の長期間にわたる機能の停止	○ライフライン事業者の防災対策と早期復旧に向けた連携強化【再掲】	危機管理課
	6-2. 上水道の長期間にわたる供給停止	○多様な電力等の導入促進【再掲】	環境課
		○上水道の長期間にわたる供給停止 ○広域的な応援体制の整備	水道課 水道課
	6-3. 下水道施設の長期間にわたる機能停止	○下水道の耐震化【再掲】	下水道課
6-4. 基幹的交通から地域交通網に関する交通インフラの長期間にわたる機能停止	○広域道路交通機能の強化【再掲】	都市づくり政策課	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1. 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	○住宅密集地の改善【再掲】	都市づくり政策課
		○消防力の強化【再掲】	消防本部予防課、 消防本部警防課
		○地域の災害対応力の強化【再掲】	危機管理課、高齢介護課、 福祉政策課、障がい福祉課、 生活福祉課、子育て応援課、 こども育成課、指導課、ス ポーツ青少年課、市民協働 推進課
	7-2. 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進【再掲】	消防本部予防課 危機管理課 地域経済課
		○防火対象物の火災予防促進【再掲】	消防本部予防課
	7-3. 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	○緊急輸送道路沿道の建築物及び不特定多数が集まる大規模建築物の耐震化【再掲】	建築住宅課、高齢介護課、 障がい福祉課
○下水道の耐震化【再掲】		下水道課	
7-4. ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○ため池等の適正管理の推進	地域経済課	
7-5. 有害物質の大規模拡散・流出による国土・海洋の荒廃	○臨海部埋立地の事業者等の防災対策の促進【再掲】	消防本部予防課 危機管理課 地域経済課	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策の推進方針	担当課
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1. 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理	環境課、危機管理課
	8-2. 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	○復興体制の整備	都市づくり政策課、危機管理課
	8-3. 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	○下水道の耐震化【再掲】	下水道課
		○建物等の液状化対策の推進【再掲】	建築住宅課、危機管理課
	8-4. 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○地域の防災力強化（地域コミュニティの強化）【再掲】	消防本部警防課、市民協働推進課、危機管理課、福祉政策課
		○文化財の耐災害性の向上	生涯学習課
	8-5. 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	○早期に土地利用等に着手できる体制の整備	土木課、危機管理課、農業委員会事務局
	8-6. 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市域経済等への甚大な影響	○市内事業所の事業継続計画（BCP）策定の推進【再掲】	地域経済課
8-7. 地域コミュニティの崩壊による、治安の悪化や復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域の防災力強化（地域コミュニティの強化）【再掲】	消防本部警防課、市民協働推進課、危機管理課、福祉政策課	

7. 計画の推進

- 計画の推進：「泉大津市地域防災計画」と一体的に推進するとともに、各分野別計画等と連携しながら、総合的に取り組んでいきます。また、必要に応じて重点施策を設定します。
- 推進体制：本市の各部局を中心に、国や府、近隣市町をはじめ、市民・議会・企業・団体等、様々な主体が連携し、一体となって推進していきます。
- 計画の進行管理：PDCAサイクルに基づき、定期的な施策の進捗状況の確認、改善・見直しを行います。また、社会情勢等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。